

テレビショッピングのトラブルに注意!

—商品や解約について確認しましょう—

【事例1】

テレビショッピングでマッサージチェアを購入した。しかし使用してみると叩く力が強すぎて痛くて使えない。返品を申し出たが「通電した商品は返品できない。」と言われた。

【事例2】

認知症の義母がテレビショッピングを見るたびに健康食品を購入してしまう。

【事例3】

テレビショッピングで化粧品をお試し価格で購入したら、翌月同じ商品が届いた。

【事例4】

テレビショッピングで購入したカビ取り剤を使って掃除をしたが広告のようにきれいに落ちない。



- テレビショッピングに関する相談は、70歳以上の高齢者からが約8割をしめています。
- テレビで見たイメージやサイズ感が実際の商品と違う場合があります。
- 「返品・解約ができない」「定期購入になっていた」という相談が多数。
- 高齢者が次々と購入してしまうこともあります。

ポイント

■テレビ広告の情報だけでは分かりにくいことがあります。注文の際オペレーターに商品の特徴（サイズ感や使用感）を確認しましょう。

■テレビショッピングは基本的に通信販売にあたるためクーリング・オフ（無条件解約）はありません。返品や解約については事業者の規約に従います。注文時に確認しましょう。

■テレビ広告内の表示が分かりづらく意図せず定期購入の契約になっていることがあります。また注文時に「定期購入にしたほうがお得」などと勧められることがあります。不要であればはっきりと断りましょう。なお、注文時に定期購入を勧められて契約してしまった場合は電話勧誘販売に該当し、クーリング・オフができる場合があります。

■高齢者が次々と注文してしまう場合、家族や親族などから事業者に事情を説明し、今後注文があっても取り扱わないよう依頼しましょう。



困ったな、あやしいなと思ったら
早めに相談しましょう

飯田市消費生活センター ☎0265-22-4530
消費者ホットライン 局番なし 188 (いやや)